

## 平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな) 学 校 名	(ひとよししりつだいいちちゅうがっこう) 人吉市立第一中学校								
(ふりがな) 所 在 地	(ひとよししどてまち) 熊本県人吉市土手町36-3								
電話番号	0966-23-2295			FAX番号	0966-23-2296				
学級数		1年 5	2年 5	3年 5	4年	5年	6年	特支 2	計 17
児童・生徒数 (特支)		166	173	182					521 3
教職員数	38人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日			平成18年10月1日				
学校運営協議会の委員数・構成	9人	内 訳	地域代表3人、保護者代表2人、教職員2人、 学識経験者2人						
学校運営協議会代表者（会長等）：大平和明（元小学校長）									
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和24年4月に3中学校が統合して創立</li> <li>○ 平成17年4月に文部科学省からコミュニティ・スクール推進事業の調査研究校の指定</li> <li>○ 平成18年10月に学校運営協議会を設立</li> <li>○ 平成20年3月に調査研究が終了</li> <li>○ 平成20年度以降も学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクール）</li> </ul>								

(平成22年8月1日時点)

### I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

#### 1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

- 家庭や地域との連携を推進していたが、地域と一体となった教育活動の展開という点ではもう一歩であった。
- 生徒の一部には規範意識に欠ける者がおり、問題行動等も時々発生していた。また、不登校の解消も課題であった。

#### 2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 学校経営の理念や課題を地域と共有し、地域の意見を適切に反映させる仕組みが必要だと考えた。
- 地域（コミュニティ）にある多くの教育力を活用し、社会性や道徳的判断力や実践力を身につけた生徒を育成したいと考えた。

#### 3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）についての教職員の共通理解  
⇒ 校内準備委員会を設置してコミュニティ・スクールの全体像や学校運営協議会の位置づけ等について教職員間で共通理解を図った。
- 学校運営協議会の組織づくり

⇒ コミュニティ・スクール推進委員会（教育委員会、学識経験者、就学前教育関係者、小学校長代表、本校職員、PTA代表）を設置し、学校運営協議会設立に向けた準備・計画を行った。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等  
【学校運営の基本的な方針に対するもの】→基本的な方針等への意見・要望等はない。  
【学校運営に関する事項に対するもの】

- 国宝になった青井阿蘇神社大祭への協力ができないか。
- 休日等の地域の行事に中学生の参加がほとんど見られない。中学生を地域社会に返すことには配慮してほしい。（平成19年度）  
【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】
- 一定の勤務年数（1校7年が限度）を過ぎた教職員の人事異動について、部活動推進の立場から検討してほしい。（平成20年度）

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関するここと】

- 休日に行われる地域の行事に町内単位や部活動単位で参加した。内容は、地元神社の祭りの手伝いや清掃活動、イベント等への参加である。（平成19年度）

【教育活動に関するここと】

- 青井阿蘇神社大祭が平日だったため、1・2年生は午後から授業を行った。午前中は各町内の要請等に応じて協力した。本年度は休日と重なるので支障はないが、来年度以降は指定休業日とする予定である。

【教職員の任用に関するここと】

- 熊本県教育委員会に対して、人吉市教育委員会を通じて、本校勤務7年を超える教職員について、さらに継続して勤務させて欲しい旨、学校運営協議会の意見を述べた。（平成20年度）

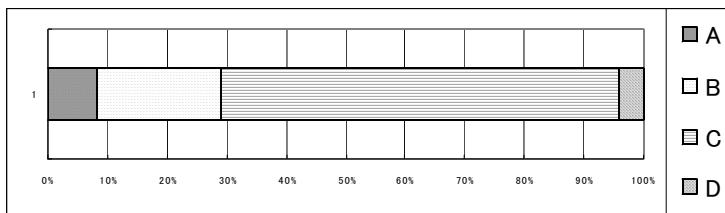
6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 授業の中に地域の力を取り入れることで、授業内容の充実を感じるようになった。学校運営協議会についての教師の意識改革が進み、地域との連携や信頼関係が構築されつつある。（平成19年度）
- 平成21年度学校評価の自己評価から

A：十分達成 B：概ね達成 C：やや不十分 D：不十分

『学校運営協議会設置校を意識し、各コミュニティの活動に主体的に参加したか。』



多くの教職員は各コミュニティの活動に主体的に取り組んでいない。学校運営協議会が主体的に参画していることが影響していると思われる。

### 【教育委員会側】

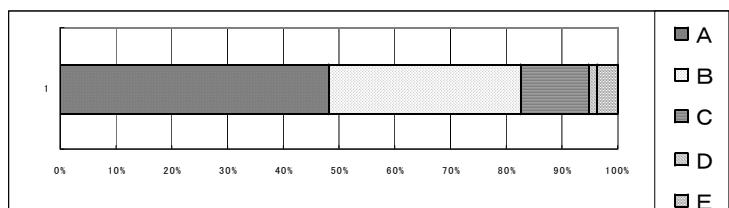
- 学校運営協議会や学校に任せっきりの状況であり、支援等は特に見られない。

### 【生徒側】

- 地域社会への帰属意識が高まった。生徒のコミュニケーション能力や規範意識などの社会的資質も涵養されている。(平成19年度)
- 平成21年度学校評価の生徒アンケートから

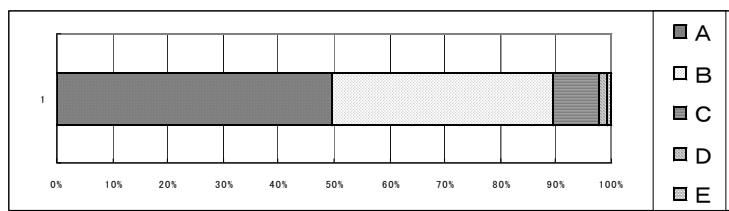
A: そう思う B: そう思うことが多い C: あまり思わない D: 思わない E: わからない

#### 『地域を誇りに思っている。』



「地域を誇りに思う」ことについて、約83%の生徒が肯定的な回答をしている。各コミュニティの活動がその一因になっていると思われる。

#### 『学校や地域では進んであいさつしている。』



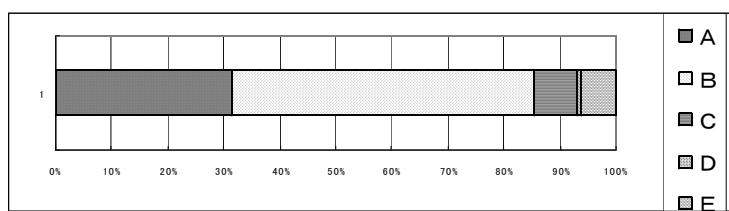
あいさつについては、とても良い状況である。学校運営協議会の設置だけがその要因ではない。しかし、地域に出る機会が多くなり、あいさつの機会が増えたことは確かである。

### 【保護者側】

- 平成21年度学校評価の保護者アンケートから

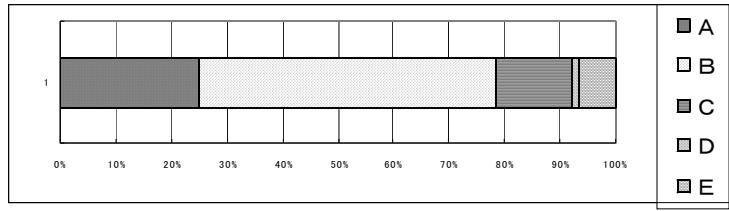
A: そう思う B: そう思うことが多い C: あまり思わない D: 思わない E: わからない

#### 『学校は地域の自然や文化等を学習に取り入れ、地域を愛する生徒を育てようとしている。』



地域の教育力を活用して地域の学習を推進することに対する保護者の認識は高い。コミュニティスクールに対して一定の評価をしていただいている。

#### 『生徒は気持ちのよいあいさつを交わしてくれる。』



あいさつについては約80%の保護者が肯定的な回答をしており、習慣化・生活化していると考える。また、保護者があいさつの良さを話題にすることも多い。

### 【地域側】

- 学校運営協議会の広報誌が回覧されることでコミュニティスクールの取組が理解されつつある。地域の社会教育関係の会議でよく話題になる。

※ 学校運営協議会委員は年間を通して地域の声を収集することになっているが、学校運営協議会の設置に関する内容はない。(学校や生徒に関する情報のみ)

## 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 学校支援ボランティアの確保が難しい。特に、教科等支援コミュニティーでは通級指導や不登校生徒の対応を重点的に取り組む計画であるが、なかなか進展しない。
- 学校運営協議会では、独自の予算を確保して広報誌の発行や学校支援ボランティアの保険費用を賄いたい意向である。しかし、市教育委員会では他校とのバランスを理由に特別の予算等は措置されていない。
- 学校運営協議会の組織や運営体制にやや矛盾がある。

## 8. 上記 7 の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 関係機関等にも協力をいただき、ボランティアの確保を目指している。本年度は改善できそうな状況である。
- 予算確保については地域からの寄付や広告入りの広報誌づくりの案も出ているが、解決は難しい。
- 「人吉市学校運営協議会に関する規則」等との整合性の面から学校運営協議会の組織や運営体制を見直す。

## II 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

(平成 21 年度実績：年 9 回開催)

回	年月日	議題等
1	21. 6. 17	学校経営方針等の承認、(協議) 本年度の活動について
2	21. 7. 9	(協議) 各コミュニティの活動及び副代表について
3	21. 8. 18	(協議) 各コミュニティの活動計画について
4	21. 9. 30	(報告) 体験コミュニティの活動、(協議) 広報活動について、他
5	21. 10. 28	(報告) 環境・地域文化コミュニティの活動、他
6	21. 11. 15	本校文化祭の参観及び情報交換
7	21. 12. 8	(報告) 各コミュニティの活動、(協議) コミュニティだよりの検討
8	21. 1. 20	(協議) 学校評価について、他
9	22. 2. 18	(協議) 本年度の活動についての総括、他
(補記)		
・入学式や卒業式等の学校行事には学校運営協議会委員も参加している。		
・体験コミュニティが参画している職場体験活動（2年）や福祉体験活動（3年）では、学校運営協議会委員が各施設や事業所等を訪問している。		

### 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

2 年

1 年

「人吉市学校運営協議会に関する規則」には、委員は校長の推薦や公募によることが定めている。ただ、公募を行った実績はない。

○ 学校運営協議会の議事内容の公開状況

議事内容は公開していない。

ただ、昨年度は「学校運営協議会だより」を3回発行して各町内で回覧してもらった。学校運営協議会の活動内容は情報提供している。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- 調査研究の指定を受けている期間は、PTAや他団体と連携しながら事業を推進してきた。しかし、永続的な学校運営協議会の運営を展望するなかで、すみ分けの方向に進んでいる。具体的には5つの学校支援コミュニティが3つに縮小している。
- 学校支援地域本部事業は組織されていない。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 外部アンケート（生徒、保護者のアンケート）の結果を参考に、教職員で自己評価を行っている。さらに、外部アンケートや自己評価の結果について、学校運営協議会委員（会長と副会長は除く）による学校関係者評価を行っている。これらの評価結果は教育委員会に報告している。
- 学校運営協議会は学校経営に主体的に参画する立場にあるので、その委員が学校関係者評価委員を兼ねることに矛盾がある。しかし、人選等の問題もあり、学校運営協議会の会長と副会長だけは学校関係者評価委員から除いている。

5. その他

（別添資料）

- 人吉市学校運営協議会に関する規則
- 人吉市立第一中学校学校運営協議会規則
- 学校運営協議会だより（第1～3号）

## 人吉市学校運営協議会に関する規則

平成 18 年 8 月 28 日  
教委規則第 4 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置の目的)

第 2 条 協議会は、学校運営に関する人吉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等との信頼関係を深めることにより、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指すものとする。

### (指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「指定学校」という。)として指定するものとする。

- 2 指定学校の指定を受けようとする校長は、人吉市学校運営協議会設置申請書(様式第 1 号)により教育委員会に申請するものとする。
- 3 前項の規定による指定に当たっては、教育委員会は、申請書類による審査のほか、必要と認める場合に当該申請学校の校長及び関係者から意見を聴取することができる。
- 4 教育委員会は、第 2 項の規定により申請があったときは、その可否について人吉市学校運営協議会設置可否決定通知書(様式第 2 号)により当該申請を行った校長に通知するものとする。
- 5 第 2 項の規定による申請があった場合において、指定学校の指定を行わないときは、教育委員会は、当該申請を行った校長に対して、その理由を示さなければならない。
- 6 指定の期間は、2 年とし、再指定することができる。

### (委員)

第 4 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 指定学校の所在する校区の住民
- (2) 保護者
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の一部については、公募することができる。
- 3 指定学校の校長は、委員を推薦することができる。
- 4 委員の定数は、学校規模に応じて 12 人の範囲内で教育委員会が校長と協議の上定める。
- 5 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に定める非常勤特別職の地方公務員とする。

### (任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

### (守秘義務等)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項及び法令に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び指定学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等において委員としての地位を不当に利用すること。
- (3) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

### (報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年人吉市条例第 18 号)の定めるところによる。

### (平 19 教委規則 1・全改)

### (基本方針等の承認)

第 8 条 校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
  - (2) 教育目標及び経営に関すること。
  - (3) 予算の編成に関すること。
  - (4) その他校長が必要と認める事項
- 2 校長は、前項の規定により承認を得た前項各号に掲げる基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。
  - 3 第 1 項の承認が得られない場合においては、教育委員会は、協議会の委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができる。この場合において、当該措置は、承認が得られるまでの間効力を有する。

### (運営についての意見)

第 9 条 協議会は、指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べ

- ることができる。
- 2 協議会は、別に定めるところにより、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、熊本県教育委員会に対して意見を述べることができる。  
(運営への参画等)
- 第 10 条 協議会は、指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。  
(情報発信)
- 第 11 条 協議会は、地域住民等に対して、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。  
(情報の提供及び説明)
- 第 12 条 教育委員会及び校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。  
(会長及び副会長)
- 第 13 条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、校長が指名し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)
- 第 14 条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集し議事を掌る。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。
- 4 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに職員を出席させることができる。  
(会議の公開)
- 第 15 条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。
- (1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
- (2) その他特別の事情により協議会が非公開を相当と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。  
(研修)
- 第 16 条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。  
(指導及び助言)
- 第 17 条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。  
(指定の取消し)
- 第 18 条 法第 47 条の 5 第 7 項の規定により教育委員会が指定の取消しを行わなければならない場合とは、おおむね次のとおりとする。
- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
- (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
- (3) 校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- (4) その他学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 指定の取消しに当たっては、教育委員会は、事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導、助言を行い、運営改善に努めなければならない。
- 3 校長は、第 12 条の情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第 8 条第 1 項各号に掲げる基本方針等について協議会の承認を得られないとき、又は指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、指定の取消しを申し出ることができる。  
(解任)
- 第 19 条 教育委員会は、委員本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。
- (1) 第 6 条の義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任することに相当する事由が認められるとき。
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。  
(補則)
- 第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- 附 則  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成 19 年教委規則第 1 号)  
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

# 人吉市立第一中学校学校運営協議会規則

## 第1条（名称）

本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会で、名称は、人吉市立第一中学校学校運営協議会と称する。（以下「協議会」という。）

## 第2条（目的）

この規則は、「人吉市学校運営協議会規則（平成18年人吉市教育委員会規則第4号）」に則って、本校の協議会における活動に必要な事項を定めるものとする。協議会は、地域住民及び保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等との信頼関係を深めることにより、知・徳・体の調和のとれた、将来、社会に貢献できる生徒の育成を目指すものとする。

## 第3条（趣旨）

本会は、本校の教育活動について、承認し（人吉市学校運営協議会規則第8条第1項）、運営及び職員の任用に関する事項について、校長の求めに応じ意見を述べる（同第9条第1・2項）。さらに、学校運営について地域住民の理解・協力・参画を促進し（同10条）、情報の発信に努める（同11条）。

## 第4条（会長及び副会長、事務局、役員会）

- 1 会長及び副会長については、人吉市学校運営協議会規則第13条に則って行う。
- 2 事務局には、協議会委員2名（教職員1名を含む）を置き、議事の記録、会の案内、企画・推進のための連絡・調整、情報発信を行う。
- 3 会長は必要に応じ、役員会（会長、副会長、校長、事務局）及び各コミュニティ代表者会を開催できる。

## 第5条（コミュニティの設置及びねらい、副代表の選任）

- 1 学校運営協議会に次のコミュニティを置く。
  - (1) 教科等支援コミュニティ
    - ア 地域人材の専門的な知識を授業に活用し、学習への興味・関心・意欲を高め、学力向上を目指す。
    - イ ゲストティーチャーの招聘や教科の補習などを通して、道徳・食育などを含む教科等指導の支援を行う。
  - (2) 地域文化コミュニティ
    - ア 郷土に残る地域文化を継承し、校区の有形・無形の文化について学ぶことにより、地域や人々との関わりを大切にし、郷土を愛し、郷土を誇れる生徒を育成する。
    - イ 地域の文化的行事への参加及び地域文化の発掘を行い、伝統文化を継承し発信していく。
  - (3) 体験コミュニティ
    - ア 地域における体験活動を通して地域を知るとともに、社会の一員としての役割を自覚するなど、社会的資質を高める。
    - イ 奉仕体験活動や職場体験活動への支援及び地域行事への参加協力を行う。
  - (4) 環境コミュニティ
    - ア 学校内外の環境美化活動に努めるとともに、奉仕の精神を高め、他者に対する思いやりの心を育てる。
    - イ 地域と学校が一体となった省資源（廃油など）のための活動に取り組む。
- 2 コミュニティ代表者は学校運営協議会委員を持って充てる。
- 3 コミュニティ代表者は、各コミュニティに2～3名の副代表の選任を行う。  
なお、副代表の選任に当たっては、学校運営協議会の承認を得る。

## **第6条（委員の活動内容）**

- 1 協議会委員は、年間を通じて地域の声を聞いたり、学校の行事等に参加したりする中で、学校・地域・家庭での生徒の様子について情報収集を行う。
- 2 学校・保護者・地域による協働組織である各コミュニティ活動について、協議会委員は、それぞれのコミュニティに対しアドバイザーとして協力を行う。

## **第7条（地域住民等の意見の収集及び発信）**

協議会委員は、地域住民等の意見等については、協議会に報告し協議する。また、その結果は積極的に情報発信する。

## **第8条（地域住民等への説明）**

P T A 総会や協議会だより、学校だより等を通して、学校や生徒の様子並びに協議会の活動等について知らせる。

## **第9条（評価）**

協議会は、地域住民等による評価を行い、学校及び地域住民等に、その結果を知らせる。

## **附則**

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

改正：この規則は、平成21年6月17日から施行する。

## 学校運営協議会とは？

人吉第一中学校運営協議会は中  
村校長先生の就任に当たり、「  
これまでのあゆみを多面から検討  
し設立の原点に返つて再スター  
トしました。人一中が目指す  
「社会に貢献できる生徒の育  
成」に向け、四つのコミュニ  
ティを設けると共に人一中の応  
援団として学校のニーズに応え  
るために市教委から委嘱を受けた  
筆

学校運営協議会は、学校運営に関する人吉市教育委員会及び校長の責任と権限の下、地域の住民及び保護者などの学校運営への参画等を進め、学校と地域住民などとの信頼を深めることにより、知・徳・体の調和のとれた生徒の育成を目指す。

人吉第一中学校では、四つの学  
校支援コミュニティを設け、目  
的達成に向けて活動を行ってい  
ます。

【知・徳・体の調和のとれた生徒の育成】学校支援コミュニケーションの活動を通して、学校と地域住民との信頼関係を深めながら、生徒の道徳的判断力・実践力を高め、社会に役立つことの出来ることを発揮できる人間を育てる。

【地域の住民及び保護者などの学校運営への参画】学校支援コミュニケーションが、活動を行うなかで学校に対する意見や感想を、コミュニティ代表が集約し、地域の意見として学校運営協議会に報告し、議論して学校運営に反映させていく。

委員は英知を出し合つて頑張つています。これから学校運営委員会を広くご理解いただき、人

人吉第一中学校学校運営協議会  
地域住民の皆様のご支援をお願いいたします。

先生方が教科指導にあたり、外部の協力者の要請をされた時、要望に応じた特技をお持ちの市民の方を紹介するなど教科等支援を行います。昨年度は音楽と家庭科の授業で教科支援を行いました。今年度は二年生の家庭科の授業の中で「行事食」「郷土料理」を学ぶ単元での教科支援を計画しています。また、家庭科の授

# 協議会だより 営校運だより

発行人  
人吉市立第一中学校  
学校運営協議会  
会長 漆野辰夫

学校支援コミュニティの活動は、「地域と学校」とが共に活動を行い連携を深める」ということを目的とするだけではなく、人吉第一中学校の応援団として活動します。

地域文化】ミニ三ティ 業で「編み物」を指導しています。だく方を探していますので、ろしくお願ひいたします。

ンティア精神を高め、他者に対する思いやりの心を育てていけたらと思います。

環境コミュニケーション

# 環境コミュニケーション



体验

地域での体験活動を通して、地域を知るとともに社会の一員としての自覚を促す為の支援を行うこと、地域貢献活動を行うことで地域の活性化の一助となることを目的としています。二年は社会体験、福祉体験、職場体験の3つのカテゴリで学校授業以外の体験の機会を提供します。地域社会の協力を得ながらの開催となりますので、各方面からのご支援をお願いします。社会の厳しさ、やりがい、相互扶助の精神などを学ぶ貴重な場にしたいと思います。



地域の歴史、文化に  
触ることにより郷  
土を好きになり誇り  
に思う生徒に育つて  
ほしいとの願いで、  
おくんち祭りへの参  
加に取り組みました。  
取り組みの定着と広  
がりが課題になります。



### 社会体験でおくんち祭りに参加

# 体験の秋報告

九月一六日、一七日の両日、三年生は福祉体験として幼稚園、保育園、老人保健施設などの事業所体験や車椅子講話、独居老人宅訪問などを行いました。体験結果は文化祭にて展示しました。お礼のお手紙もたくさん頂戴しました。



## 協議会だより 報告 校運営 三年生が福祉体験

発行人  
人吉市立第一中学校  
学校運営協議会  
会長 漆野辰夫



「高齢者の現状や体について学ぶ」



「道路や施設の不備もチェック！」



多くの気づきや学びを得る機会でした

九月一六日、一七日の両日人吉市内の六十六の事業所にお願いして職場体験をさせていただきました。仕事のやりがいや社会の厳しさを教わったようです。

自分の住む地域の食文化に関心を持ち、地産地消について学ぶため、家庭科で郷土料理「つぼん汁」の調理実習を行いました。指導は馬場佳代子先生（学校運営協議会委員）と黒木明子先生（元高等学校家庭科教師）にお願いしました。



## 二年生職場体験

## 教科支援

◇お年寄りの横断を手伝つてい  
る姿を見た。

◇子どもがいじめにあつていな  
いか心配である。

◇自転車通学が増えた分、  
自転車の乗り方・ルールな  
ど徹底させるのが難しい。

◇下校時、正門前の歩道か  
りクラクションを鳴らし  
ても避けない。

◇一中生は挨拶がとても良  
い。

◇不登校で学校に行つてい  
ない生徒がいるが、将来は  
どうなるのかな?

◇お年寄りの横断を手伝つてい  
る姿を見た。

たり地域の方に直接話を聞  
いたりして、生徒の様子を  
把握しましたので、その一  
部を紹介します。

学校運営協議会委員の大きな  
仕事に、生徒の教育に関する情  
報を集め、それを学校教育に反  
映させたり地域に発信したりす  
ることがあります。

委員は学校行事に参加し  
たり地域の方に直接話を聞  
いたりして、生徒の様子を  
把握しましたので、その一  
部を紹介します。

## 地域の声を報告

◆生徒たちは歴史・文化に関する  
知識が少ない。

◆福祉体験後の感想に、体験の  
主旨・目的と違うのが見られ学  
習のはじめに目的などの再確認  
が必要ではないかと思う。

◇学校内のこと（勉強・いじめ・  
不登校・生活の様子等）を知り  
たい。

◇学習の発表の場である運動会、  
文化祭、合唱コンクール、  
どれをとってもその一生懸  
命な姿に感動している。また、人権作文、絵画コンクー  
ルなどの多くの入賞を新聞  
紙上で見ることが多く、あ  
らゆる面で一人ひとりの力  
が發揮されていると感じる。

◇フリー参観日を設けてほ  
しい。

◇先生方は何時まで仕事を  
されているのか。遅くまで  
仕事をされている様子が伺  
える。

※学校運営協議会委員から  
の意見

◆地域の行事などにおいて、  
まだ部活動ありきの考えが  
根強く中学生への声かけは  
控えられるところが多いよ  
うに思う。

# 協学 議会だ運 より宮

発行人  
人吉市立第一中学校  
学校運営協議会  
会長 漆野辰夫

## 地域文化活動

「一校区を知ろう」～地域の  
歴史文化やそこで活動して  
いる人たちの話を聞こう～

平成二十一年度は一年生を対  
象にして十月三十日に実施しま  
した。

### 「一中校区の川北の

#### 歴史と文化を学ぶ

講師 益田 啓三氏  
参加生徒六二名、講話↓青井阿  
蘇神社↓九日町↓観音院↓人吉  
別院↓大信寺↓願成寺

#### 「一中校区の川南の

#### 歴史と文化を学ぶ

講師 犬童 敏春氏  
参加生徒六一名、講話↓洪願寺  
↓隠れ念佛↓人吉城見学↓人吉  
城歴史館↓老神神社拝観↓青井  
阿蘇神社↓永国寺

#### 農業フロンティア精神を学ぶ

#### 「鉄道文化と

講師 島津 清弘氏  
参加生徒五〇名、講話↓肥薩線  
列車移動↓矢岳駅↓講話↓肥薩  
線列車移動



## 環境コミュニティ

ただたくさんの寺社仏閣が残っ  
ているのは珍しいことなんだと  
知つてもらいたい。  
・将来を考えると人吉球磨に材  
料はたくさんある。それを誰か  
が伝えていく必要がある。

年末には恒例となつた門松づ  
くりの手伝いも行つた。この  
門松づくりは、休日部活動に來  
ていた生徒も参加し、協力しな  
がら素晴らしいものができあが  
て、廃油の回収が始まりました。  
生徒が家庭で出た廃油を学校に  
持つてきますが、この回収の手  
伝いを行つた。

以下は講話及び案内をしていた  
だいた講師の方からの感想と考  
察です。

寺社仏閣について初めて学習す  
る時間がほしい。歴史上の人物  
を充実させるため事前に学習す  
ることで時代の思いを伝え  
ていきたい、更に中学生として  
目的意識をもつてほしい。

・どうして地域文化を勉強して  
いるのかを知つてもらいたいと  
思う。温故知新の心を生徒に理  
解してもらいたい。人吉球磨は、  
調べていくと誇れるすごさがあ  
る。是非知つてもらいたい。こ  
とができる。

卒業生を美しい環境で送り出  
そうということで、昨年度の環  
境コミュニケーション代表でもあつた重松さ  
んにもご協力いただき、高所作  
業車を使っての耕心館の窓磨き  
も行つた。この活動はここ数年  
恒例となつており、普段はなか  
なか掃除ができるない場所の清掃  
をする良い機会ともなつていて  
こうした活動は多くの協力を  
が送れるよう、さらに数多くの  
機会を設け、一中生と関わり合  
う機会を増やしながら活動がで  
きればと考えている。

生徒がよりよい環境で学校生活  
が実現することができた。来年度はこうした活動に加え、  
生徒がよりよい環境で学校生活  
が送れるよう、さらに数多くの  
機会を設け、一中生と関わり合  
う機会を増やしながら活動がで  
きればと考えている。

## 平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	( よこはましりつ かみのみやちゅうがっこう )										
学校名	横浜市立 上の宮中学校										
(ふりがな)	( よこはまし つるみく かみのみや )										
所在地	横浜市鶴見区上の宮1-26-33										
電話番号	045(582)8801	FAX番号	045(585)9914								
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支 計			
		6	5	5				3 19			
児童・生徒数		206	190	182				578			
	(特支)	3	3	1				7			
教職員数	42人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成21年4月1日					
学校運営協議会の委員数・構成	12人	内訳	地域代表 5人、保護者代表 2人、教職員 3人、大学教授等有識者 2人	学校運営協議会代表者（会長等）：PTA OB会会長							
その他	平成21～22年度に学校支援地域本部設置校										

(平成22年8月1日時点)

### I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

#### 1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

- 現在、本校は開校30周年を終え、新たな一步を踏み出そうとしている。しかし、これまでの歩みのなかで、課題が山積してきていたことも確かである。

第一に生徒の生活指導の問題である。対人関係が不得手な生徒、暴力行為に走りがちな生徒、家庭での愛情不足に悩む生徒、学力不足に苦しんでいる生徒等様々な課題を抱える生徒に教職員はかなりの時間を割いて指導に当たってきた。しかし、学校だけの努力だけは根本的な解決をみない状況が続いていた。学校の情報を正しく地域や保護者に発信し、理解と協力を得て地域全体で子どもたちの教育活動にあたらなければならぬ状況があった。

第二に部活動の問題である。保護者や生徒のニーズに対応できる部活動を展開することには難しい状況があった。専門的な技術指導ができる顧問の不足、教職員の負担等を考慮すると保護者の協力が欠かせない教育活動になっていた。

第三に環境美化の問題である。環境が人を作ると言う言葉があるように、学校の環境整備に力を入れようとして尽力していた地域のボランティアの

人たちがいた。図書館活動、部活動、授業支援、環境美化、情報教育等にも支援の輪を少しずつ広げていこうとする学校支援の動きがあった。

- 数年前より学校評議員制度を設置し、学校への幅広い視点からの助言を得る環境を整えてきた。また、地域からのさらなる協力が得られるような取組も行ってきた。例えば、ボランティアの協力により各教室にLANケーブルを敷設したり、図書館活動にも自らサポートとしたりする保護者も現れてきた。

これらの活動をさらに軌道に乗せ、積極的に展開をしていくために、また開かれた学校づくりを推進するためにも学校運営協議会の制度を導入しようと考えた。

## 2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 学校評議員会を開き、学校運営協議会の制度の趣旨、学校にとっての利点などの議論を積み重ねてきた。特に、学校経営計画や教育課程の編成などの審議・承認をおこなうことから、開かれた学校づくりを推進、学校の権限強化、地域の中での学校作りにも効果があるとの多くの多くの賛同を得た。また、教職員人事の面についても地域・保護者の意見が反映される可能性も高まるということも賛同を得た。PTAとも同様の議論をおこない、同様に賛同を得た。
- 学校運営協議会が設置され、全ての教育計画の審議・承認が要求されることになると、教職員の意識改革に役立つことになる。今まで通りのマンネリに陥りがちの行事や教育活動全般についての見直しを求められることになる。
- 学校運営協議会を通じて、保護者や地域の方が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことができる。また、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されるという意見も大切にした。
- これらの利点を活かし、生徒指導、学習活動、部活動等にも地域人材を取り入れた学校作りを進めるためには、学校運営協議会を設置し、地域参画型のコミュニティスクール作りを推進しよう考えた。

## 3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会委員の候補者選定やその候補者への打診  
協議会委員は幅広い立場から、学校への意見をいただける方々を選定したいと考えた。現在、保護者や地域の人たちから信頼される学校づくりを進めていく上では、学校の実情を熟知し、現実的な意見を述べていただくことが大切である。その点を踏まえ、できるだけ地元に在住で幼稚園から大学までの教育に何らかの立場で携わっている方、現本校のPTA、地域の代表者から選定をするように努めた。その結果、本校職員も含め、委員12名でスタートすることとした。
- 委員や教職員などへの制度趣旨の説明  
委員の多くは、学校評議員経験者だったこともあり、設置に向けての議論を深めていたので、制度説明については、改めて多くは行わなかった。教職員へは、校長がこれまでの推進協議会の資料や校長自らがインターネット等からまとめた資料、学校評

議員会での議論の内容などをもとに説明を行い、理解を求めた。

○ 協議会の運営案の企画

運営のために、協議会委員の教職員を事務局として位置付けた。事務局では、年間の審議内容等を作成し、学校運営協議会に提案し、承認を得ることとした。運営協議会の会長とは議題調整や議事進行等については事前の話し合いも行っている。

○ 協議会の場で開示する学校情報・児童生徒情報の制限のあり方

生徒や教職員の個人情報は情報提供しないこととした。ただし、個人に有益となると判断さるものは、承諾を得て提供する余地は残してある。また、会議内容については学校のホームページを通して公開するとともに、協議会便りを作成し地域保護者に配布し、透明性を高めるようにしてある。

○ 委員以外の保護者や地域ニーズの把握方法

学校関係者評価として実施する保護者アンケートによるニーズの把握、地域懇談会、保護者会、PTAの各委員会等開催時に積極的に意見を聞くように努めた。また、学校の公開メールアドレスにも意見をもらえるよう周知方に努めている。

○ ニーズ結果を協議会に反映するシステムの検討

教職員による事務局がそれぞれのニーズを整理し、運営協議会で議論するようにした。また、各運営協議会委員が把握したニーズについても教職員事務局にいただき、併せて整理し、議論を進めてきた。

#### 4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

##### 【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 平成24年度からの新学校教育目標を具現化していくための方策の検討を始めること
- 福祉体験学習、職業体験学習、農業体験学習の充実を図ること
- I C T 教育の推進及び機器の整備を図ること
- 小中一貫教育推進のために、学区内小学校との連携を一層進めること
- 地域・保護者からの学校支援活動を継続していくために、予算的な裏づけを考慮する必要がある。他の学校や協議会等の事例などを踏まえ、検討を進めること
- 学校予算については節約に努め保護者の負担を軽減するように努力すること

##### 【学校運営に関する事項に対するもの】

- 学校支援地域本部との連携強化を進め、学校支援ボランティアがかかりやすいシステムを構築すること
- 学校運営協議会と教職員との交流を活性化すること
- 保護者が評価しやすい学校評価に向けて内容の充実を図ること
- 学習状況調査等の結果を受け、学力向上に向けた方策の充実を図ること

##### 【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 生徒指導面や学習指導にも力量のある教師の配置
- 教職員の増員が必要であること
- 校長が学校全体の運営を考えて判断することを尊重すること。依頼があれば積極的に支援を行うこと

## 5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

### 【学校運営に関するここと】

- 協議会より、学校教育目標を生徒自身に周知徹底するように指摘された。そこで、生徒会を中心にして、教育目標の意味や日常生活において自分たちがどうのように関わっていくのか考えさせるような活動の取組を始めた。
- 学力の向上は大切であるが、授業時数の増を図るために子どもたちの生きる力の源泉になっている文化祭や体育祭等の行事、各種体験活動、地域活動、部活動等の時間削減はしないで欲しい、との声が多くあった。学校でも努力して行事等の削減はしないで教育活動を展開している。
- 小中の連携強化を求める指摘もあった。学区内の小学校とは、以前から積極的に交流を進めてきている。横浜市教育委員会の小中一貫ブロックの設置、小中一貫カリキュラムの策定の動きを受けて、本校でも児童生徒の部活での交流や教員同士の授業交流の一層の促進から段階的に推し進めるよう準備を始めた。
- 学校運営協議会が提言したことを踏まえ、開かれた学校づくりを進めていくためにも予算措置は欠かせない。そこで、どのような方策があるのか、事務局が検討を開始した。
- 学校評価に関して、保護者アンケートの回収率の向上を図るための方策を工夫すべきであるとの助言も受けた。例えば、保護者各人の回収用のファイルや封筒を用意し、個人情報に配慮をしている姿勢を見せることが重要であるなどの、意見を参考にして、各家庭に配布する際に回収用の封筒と一緒に渡したところ、前年度よりも回収率がアップした。その成果をもとにさらなる工夫を進めるように検討している。
- 学校運営協議会のメンバーの議論を教職員と共有することが重要であることから、主幹教諭や学年主任等の教職員との意見交換会を定期的に開催することを企画している。平成22年度にその実施をしていくこととしている。

### 【教育活動に関するここと】

- 運営協議会委員が授業参観を通して、以前よりは落ち着いた雰囲気で授業をうけていると評価していた。しかし、ＩＣＴ教育の立ち後れを指摘された。そこで、ＰＣの活用、電子黒板の活用など情報機器を最大限に活用した授業への改善を進めてきた。
- 学力不振の生徒や塾に行かれない生徒への学力保障についても話し合いがなされた。そこで、3年生を対象に放課後の学習会を開催した。地域の方を講師として、年に3回開催した（1回につき3日から4日、一日3時間程度）。生徒には好評であった。
- これまで、職場体験学習の体験先は、学校の教職員が中心に開拓してきた。その開拓についても、限界があることから、地域コーディネータの協力を得て、職場体験先の開拓を進めていくこととした。
- 全国学習状況調査や横浜市実施の学習状況調査をもとに、本校の生徒の学力のレベルをどのように向上させるかについて、議論を重ねた。その結果、現在も取り組んでいる少人数指導やTT指導の充実を図ること、地域人材を活用した放課後の学習や特別支援を要する生徒への支援をより一層進めていくことにした。

### 【教職員の任用に関するここと】

- 横浜市の制度からは、意見具申の実現に向けて、さらなる制度設計の改善が必要である。そのため、平成 22 年度への課題として、校長から委員会に提起するにとどめている。

## 6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

### 【学校（教職員）側】

- 職員会議における学校基本方針に関する重要案件については、学校運営協議会の承認が必要であるという認識が持てるようになってきた。教職員の意識の変革が徐々に表れてきている。
- 地域の方たちの学校への積極的なかかわりを受けて、教職員自らが外部講師の招聘を試みるようになった。例えば、企業の社会貢献を活用し、選択授業が中心ではあるが、企業との連携を進めて授業展開をする教師が出てきた。
- 運営協議員による授業参観等もあり、ＩＣＴ教育を取り入れたりして授業改善に努力する教師もでてきた。
- 地域ボランティアが日常的に学校に入るようになったために、教職員も地域や保護者との関わりの大切さを認識してきている。

### 【教育委員会側】

- 校長の意見具申を受けて、人事面での制度設計の検討を進めている。

### 【園児・児童・生徒側】

- 学校運営協議会などについて、朝会や生徒総会などの場面をとらえて、校長から話を繰り返ししてきている。しかし、現段階ではその浸透は不十分である。

### 【保護者側】

- 以前から、ボランティアに参加してくださっていた方々には、かなり浸透し活動の活性化もみられている。しかし、全体としては、「学校運営協議会だより」や「学校だより」「学校ホームページ」等で周知に努めているが、学校の変化を感じている状態である。
- ボランティアに参加している人たちは、運営協議会の活動が浸透してきている。しかし、全体としては、「学校運営協議会だより」「学校だより」「学校ホームページ」等で周知には努めているが今一歩の状態である。
- これまで、ＰＴＡ活動や学校支援ボランティアなど様々な立場での学校への支援が混在しているため、これらの整理を進めていくことで、関心を高められると考えている。

### 【地域側】

- 地域コーディネータ部会の働きかけが活性化している。その部会を媒介として、学校支援地域本部との連携を図る試みが順調に進んでいる。そのため、授業支援や環境美化支援、部活動支援を中心に以前より多くの方が参加をしてくれるようになってきた。例えば、授業支援では、家庭科の調理実習などに定期的に参加し、教員のサポートに取り組み、事故のないように生徒たちを支えてくれている。
- 放課後の学習支援については、心待ちにしていただけるようになり、毎回工夫をして取り組みをしてくれるようになった。また、講師自身が参加生徒の多さに対応する

ため、自ら講師を探し、紹介してくれるということもしてくれるようになった。

- 学校運営協議会の設立周知のチラシ配布を地域の各家庭に行ったために、ある程度の効果があった。運営協議員の委員に教育相談を依頼する地域住民もあらわれた。

## 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 学校運営協議会からの具体的提案を生かすことのできる教職員側のシステム作りが急務である。教職員が積極的に学校運営協議会の発信した提言などを日常の教育活動へ反映させていく体制が脆弱のままでは、せっかくの制度が生きない。
- 学校運営協議会の提言を受けた学校支援活動等の継続・進展を図るために、予算の増額等の措置について教育委員会に相談・要望していくことが必要である。
- 委員の後継候補の選定は大切である。現在の委員の構成の枠組みを生かしながら、進めていきたいと考えている。
- 各委員も仕事を抱えており、会議の日程調整に苦労している。全員参加が厳しい状況もある。
- 教育についてのある程度の知識がないと、議論が専門的になった場合に参加しにくい雰囲気がある。
- 教職員の人事面に関して、教育委員会側の理解と援助が欲しい。必要な人材を要望しても配置されない場合がある。

## 8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 学校運営協議会の議題となる事項を教職員が共有化できるよう、学校運営協議会の事務局にかかる教職員の範囲を拡充していく。さらに、協議会の傍聴制度を導入し、教職員のみならず、PTAなどにも参加を呼び掛けていきたいと考えている。
- ファンドの可能性も含めて議論を進めることが必要である。確かな制度設計とそれにかかる人選などを運営協議会の議題として提示し、今年度内には成案化していくと考えている。
- 現在、議題の審議・承認とは別に、委員間の教育課題に関する自由な討論や対話が行われている。率直に言って、その自由な討論などから得るもののが大きい。それも各委員が幼稚園の経営者、小学校教育の専門家であり、教育委員会に席を置いていた方、高等学校校長、大学教授、PTAのOB会会长であり、学区内の寺院の住職、現PTA会長、PTA役員と様々な立場から委員が選定されている強みである。この強みを今後も継続していくためにも後継委員について、しっかりと各委員の意見をうかがいながら今後に取り組んでいきたい。
- 教職員の人事面について、各地の教委への趣旨徹底の働きかけの強化が必要である。

## II 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年4回開催)

回	年月日	議題等
1	H21. 5. 25	(審議) 学校運営方針、マニフェスト、学校予算
2	H21. 9. 28	(協議) H24年度の新教育課程実施時の新学校教育目標
3	H21. 12. 21	(協議) H22年度の学校行事計画及び教職員人事 特別支援教育及び小中一貫教育の推進
4	H22. 3. 15	(報告) H21年度の学校評価結果、H22年度教育課程
(補記)		
・この他、学校運営協議会は、学校行事（入学式、体育祭、文化祭、合唱コンクール、授業参観、PTA諸会議卒業式）地域行事（地域の祭り、地域の運動会）への参加や、教員の校内研修に参加するなどしている。		

### 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

3 年

1 年

基本的に、指定期間内は現委員に継続して依頼する

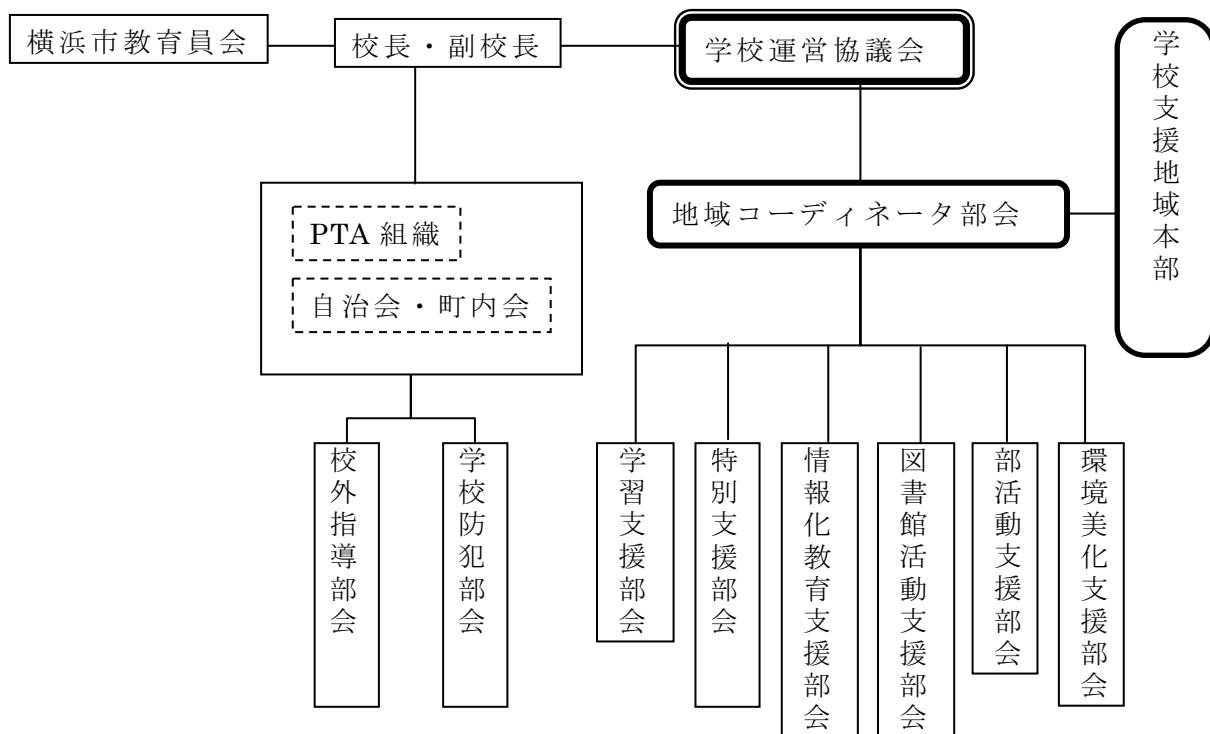
→学校運営へのかかわりの継続性を考慮しているから

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

学校のホームページ上での公開を行っている

中学校区内小学校及び地域には、「運営協議会だより」を配布している

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況  
(組織図)



- 学校運営協議会委員に地域コーディネータ部会の方が入っている。また、学校支援地域本部長も委員として入っている。そのことから学校運営協議会の議論が学校支援地域本部に反映できるシステムである。そこで、学校運営協議会では、提案をし、実施は地域コーディネータ部会が担っていくことになっている。
- 課題として、PTAとの連携、自治会・町内会との連携を今後強化していくために具体的に平成22年度考えていくことが必要である。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 平成21年度は学校運営協議会の中での議論に焦点化してきた。しかし、本校の委員にはPTA関係者、地域関係者なども含まれている。その委員を通じて多くの保護者や地域の方の意見を聞くことが可能の構成となっている。そのため、どの状況においても幅広く意見の集約をしてこられるのである。
- 今後は、より多くの機会をとらえ、委員の多くの方が地域の会合やPTAの委員会等の集まりに参加をする機会を提供することで、より一層意見の集約が進み、反映されることと考えている。
- 今後は、PTA役員との話し合いの場や地域の町内会長会等との話し合いも必要になってきている。
- 学校評価のアンケートの内容や集約方法についても検討していくことが大切である。

## 平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	( きょうとしりつ しゅうざんちゅうがっこう )							
学校名	京都市立周山中学校							
(ふりがな)	( きょうとし うきょうく けいほく しゅうざんちょう なかやま )							
所在地	京都府京都市右京区京北周山町中山39-4							
電話番号	0771(52)0053			FAX番号	0771(52)0090			
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支 計
		2	2	2				2 8
児童・生徒数		54	45	49				148
	(特支)	(1)	(2)	(1)				(4)
教職員数	19人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成19年4月26日		
学校運営協議会の委員数・構成	28人	内訳	地域代表 6人、保護者代表 2人、教職員12人、大学教授等有識者0人、元教育職関係者（地域代表と重複部分あり）8人					
	学校運営協議会代表者：会長 磯部 洋（元京北町教委教育長）							
その他	<p>平成17年に京都市に合併し、京北町立周山中学校が京都市立周山中学校として開校。また、校下三小学校も同時に市立小学校として開校。</p> <p>平成19～20年度にコミュニティ・スクール推進事業（国の事業）調査研究指定校。</p> <p>平成20年度～23年度、京都市教育委員会「小中一貫教育推進校」（周山中学校・京北第一・第二・第三小学校）指定。</p>							

(平成22年8月25日時点)

### I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

#### 1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

- 平成14年度より中・各小学校が学校評議員制度を導入し、地域の声を学校教育に反映させる取組を実施してきたが、京都市との合併に伴い京北町議会や京北町教育委員会がなくなり、地元の声が組織的に反映しにくくなってきた。
- 人事異動により、小・中とも京都市教育委員会籍の教職員が増え、「地域の実情を知らない、地域と学校が疎遠になる」等、地域・保護者の不安が広がる。
- 小学校統合（平成11年度）後も進む児童数の減少。京北地域で一つの学校評議員的役割を担う機関のまとまりを望む声があった。

京北第一小学校（旧細野小、旧宇津小、旧周山小） H19年度児童数 129名

京北第二小学校（旧黒田小、旧山国小） 同 75名

京北第三小学校（旧弓削小） 同 78名

## 2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 平成 18 年度当時京北地域は戸数約 2, 000 戸、子どもの数で地域差はあるものの 10 戸に 1 人の割合にまで減少し、子どもたちの学校での様子がどの家庭でも語られなくなってきた。地域での子育ての土壤づくりが P T A だけになり、旧京北町時代に公民館組織等を活用して、地域が一体になって取り組んできた教育力が活かせなくなってきた。
- 児童・生徒の豊かな学びと育ちの創造を目指した取組に、地域の教育力を学校に活用することが必要になってきた。
- 児童・生徒の豊かな学びと育ちの創造を、9 年間の連続性でとらえ、「地域の子どもは地域で育てる」を合い言葉に、地域・学校が教育力を相互に高めるために、小・中合同の学校運営協議会（京北版学校運営協議会）の早期設立が必要になってきた。

## 3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 京北学校運営協議会理事の選出について
  - ⇒ 学校教育を支援してもらえる組織にするため、京北 6 地域（周山・細野・宇津・弓削・山国・黒田）から 2 ~ 3 名の理事を選出。
  - ⇒ 選出に際しては充て職（例えば旧京北町議会議員等）ではなく、地域から信頼され、行動力のある人物を条件に、一中・三小校長が 11 名の理事を選出。また、公募理事としては周山中 P T A 会長、京北第 2 小 P T A 会長とし、計 13 名と、中学校・小学校の校長・教頭・教務主任の 12 名、保育所所長、京都市教育委員会参与、生涯学習アドバイザー 3 名の 28 名でスタート。
- 理事や教職員などへの制度趣旨説明
  - ⇒ 京北学校運営協議会設立に向けて
    - \* 平成 18 年 8 月 28 日 京北学校運営協議会の基本概念と設立に向けて、京北校長会で協議会を開催。名称、設立の趣旨、組織・運営内容の具体化等を協議。
    - \* 平成 18 年 10 月 13 日 京北地域学校運営協議会の設置に関する協議会を開催。京北校長会、市教委総合教育センター参与、市教委学校指導課首席指導主事がメンバー。
      - ①理事会が中核。②校長は理事に入らない。③当協議会は学校の支援団体。④理事は市教委の任命で任期は一年。
      - ⑤教職員の人事権の行使については、校長を通して校長の判断で。⑥京北版学校運営協議会の設立等を協議。
    - \* 平成 18 年 12 月 10 日 第 1 回京北地域学校運営協議会（仮称）設立準備委員会を開催。
      - ①設立準備委員会推進委員（設立後は理事）12 名を委嘱。
      - ②設立準備委員会推進委員（校長等）6 名の参加を確認。
      - ③10 月 13 日に確認した趣旨を説明し、理解を得る。
    - \* 平成 19 年 2 月 20 日 第 2 回京北地域学校運営協議会（仮称）設立準備委員会

を開催。

①組織の検討

②規約の検討

\* 平成 19 年 4 月 26 日 京北学校運営協議会発足式及び平成 19 年度第 1 回京北学校運営協議会開催

\* この間、各校教職員には、設立趣旨、組織、運営内容を説明する。

○ 京北地域学校運営協議会立ち上げ後の支援態勢の整理に向けて

⇒ 教員からアンケートを取り、学校側の要望を理事側で集約する。

「いま京北の子どもたちにとって必要なことは何なのか」

基本方針

\* 生活の知恵を学ばせたい。

\* 京北に自信と誇りを持たせたい。子どもたちだけでなく、教職員に対しても

\* 保護者間の、子育ての迷いや不安を少しでも解消させたい。

○ 基本方針の成立に向けて三部会の立ち上げと、地域指導者人材リストの作成（公民館活動が盛んなところ、地域ごとに塾活動が盛ん。塾の人材が豊富）

⇒ 1) 体験部会・・・昔から京北の地に受け継がれてきた伝統産業と技の再現。

・京北の産業と文化を支えた筏流しの再現（H20、21年度）。

・人との関わりの中で身に付けられる力を育てる。素朴な材料を加工した昔遊びの再現（H22年度 10月）。

⇒ 2) 地域文化歴史部会・・・地元のことを子どもたちに語れる教職員と、地域に自信と誇りが持てる子どもの育成（地域再発見）。

・地域探訪教職員研修（H20、21、22年度）。

・社会科、理科、校外学習等、子どもを対

理事・リストに搭載された  
地域指導者が講師

象にした授業に対する支援（H20、21、22年度）。

⇒ 3) 心すこやか部会・・・豊かな心の育成と心に響く声かけ運動（家庭での子育て支援）。

・心に響く言葉かけ、キヤッチコピー（4編）の作成とそれを表示したステッカーの全生徒家庭配布（H20年度）。地域掲示版の作成（H21年度）。

・おはようあいさつ運動の実施と、キヤッチコピーカード入りティッシュペーパーの配布（一中、三小校門で）（H20、21、22年度）。

・社会問題になっている虐待等も視野に入れ、更生保護女性会と懇談による情報の交換、並びに合同おはようあいさつ運動を実施（H22年度）。

○ 協議会の場で開示する学校情報・児童生徒情報の制限のあり方

⇒ 学校行事の都度、理事や学校評議員に対して参観案内による参加呼びかけ。

⇒ 学校だよりの送付により、各校の取組状況を報告。

⇒ 総会や部会開催時に児童・生徒の学校生活や学習状況の報告。

- ・ 全国学力・学習状況調査、ジョイントプロ、学習確認プログラムの結果における各校の学習成績状況の報告等。

⇒ 個人情報（学習成績・生活状況・個人の進路結果等）は非開示。

○ 理事以外の保護者や地域ニーズの把握方法

⇒ 学校評価システムを利用して、保護者要望・意見を活用。

○ ニーズ結果を協議会に反映するシステムの検討

⇒ 京北校長会が要望・意見等を集約して、協議会に反映させる。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営に対するもの】

○ 学習や子どもたちの体験活動に対する、より効果的な支援の在り方。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

○ 第一義的には学校の応援団としての立場を取っており、人事に関しては「地域で先生も育てる」というスタンスに立って、現時点では立ち入っていない。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

○ 各小学校、中学校の取組（ふるさと再発見事業）に対して、理事や人材リスト講師が積極的支援。・・・地域文化歴史部会

⇒ 夏季小・中教職員合同研修における講義並びに実地研修時に講師として支援。

⇒ ふるさと再発見学習・・・小学校社会科學習、理科学習、中学校校外學習（地域の植層、地質學習）の講師支援。

○ 学校には届きにくい子育て支援を地域から。・・・心すこやか部会

○ 体験學習の実施。京北の産業と文化を支えた技の再現。・・・体験部会

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

○ 小・中夏季合同研修会やふるさと再発見學習時のゲストティーチャー支援により、子どもたちの教育活動を支援していただく組織としての認識の高まり・・・地域文化歴史部会

○ 課題を抱える家庭の、学校と地域から双方向の情報交換と解決方法の共有・・・心すこやか部会（H22年度からは更生保護女性会と提携して活動を拡大）

○ 「楽しかった、面白かった」で終わる体験活動ではなく、「当地を支えた先人の功績・労苦を学ぶ學習に」を、先行學習、事後指導でさらに確かなものにすることを確認・・・体験部会

【教育委員会側】

○ 体験活動部会主催の筏體驗學習を視察。部会の取組や子どもたちの活動の様子を講評

#### 【園児・児童・生徒側】

- 入学式・卒業式、その他の学校行事で来賓として列席されている理事が、自分たちの学習の際にゲストティーチャーで講師を務めていただいていることや、様々な活動の企画・運営をされていることに、感謝や親近感を覚えると共に、地域ぐるみで育てもらっていることを実感する。
- 子どもたちが理事やゲストティーチャーの存在を知っていることにより、地域の行事（地域行事の企画・立案・運営には多くの理事が関わっている）にも参画意識が芽生える。

#### 【保護者側・地域側】

- 京北学校運営協議会の立ち上げにより、3小・1中の連携の中に保護者・地域としての参加がしやすくなった。
- 各部会とも、小・中・保護者・地域が一緒になって考え、企画し、参加する意識が生まれ、学校のことは先生に任せるという農村地域の風潮から脱しつつある。
- 京北一円の様々なジャンルの指導者を、授業や学校の取組や教職員の研修に活用できる体制が整った。

### 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 4年目にさしかかり、取組の見直しと各部会が継続して活動できるための条件整備が求められる。
- 学校運営協議会の制度や組織、活動内容の更なる地域啓発の充実が必要である。
- 理事の任期は1年であるが、活動を軌道に乗せることを最優先に3年間継続して依頼してきた。人事の刷新、新風の導入等を理由に、4年目を迎えた理事の辞退者が5名になり、新たに人材発掘に取り組まなければならなかった。
- 19, 20年度は文科省の指定により財源が保たれたが、21年度から財源が大幅に減額され、取組内容の見直しに迫られた（因みに、21年度の体験活動は、理事の方々の好意・善意により活動が推進された）。
- 一中学校・三小学校の広域な学校運営協議会であり事務量が多種多様である。また中学校に事務局が置かれているため、加配教員の配置などにより、事務軽減を図る必要がある。
- 学校・保護者・地域の一層の連携強化。
- 人事異動のたびに教職員へ制度・趣旨理解が必要である。

### 8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- H21年度をベースにした今後の財源確保の困難性を鑑み、活動の精選や見直しを図る必要がある。
- 理事が会合や活動に参加できなくとも、負担にならない場面づくりが必要である。

## II 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年7回開催)

回	年月日	議題等
1	H21. 5. 11	各学校の本年度学校経営方針の提示と承認。各部会の年度計画策定
①	5月～8月	三部会活動の年間実施計画の策定及び実施（地・歴部会は3回）
②	6月～8月	筏流し体験学習部会
2	H21. 8. 17	筏流し体験学習実施に向けての協議（三部会合同）
3	H21. 8. 30	筏流し体験学習会場準備（三部会合同）
4	H21. 9. 5	筏流し体験活動実施（三部会合同）
③	8月～11月	おはよう声かけ運動（心すこやか部会 4回）
5	H21. 10. 2	筏流し体験活動総括
6	H21. 11. 25	伊賀市教育委員会より視察
7	H22. 3. 17	各校総括報告。各部会報告。全体総括並びに次年度に向けて

（補記）

- ・学校行事（入学式、体育祭、文化祭、立志式、卒業式）に参加。

（留意事項）

- ・① 地域文化歴史部会・・・5/20 中学校校外学習、7/31 小・中夏季合同研修、8/28 3小6年対象チャート地層・伏条台杉見学、22、2月周山城趾見学の講師として参加。
- ・② 体験部会・・・6/11 実施計画策定、7/14 実施項目検討（第1回）、7/29 同左（第2回）8/6 筏製作と点検
- ・③ 心すこやか部会・・・7/1 活動打合せ、8/10 配布物用意、8/25、9/15、10/13、11/16 おはよう声かけ運動を各校門前で実施。

### 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

○ 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上

2年

○ 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上

1年

○ 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

- ・会則により任期は1年となっているが、年度末に再任を依頼
- ・年度当初に理事就任の諾否を確認の上、市教委に申請
- ・否の場合は、会長・相談役と協議の上、新理事を選出依頼。市教委に申請

○ 学校運営協議会の議事内容（取組情報）の公開状況

- ・学校運営協議会だよりの発行（H20年度）
- ・各校学校だよりにより取組内容を発信（H21年度以降）

### 3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

○ 平成11年頃までは、地域活性化のための様々な活動推進のために、塾活動が盛んであり、地域の子どもも活動もその一環に組み込まれていた。

例えば、平成 10 年度青少年地域活動「大杉のひろば」開催要項には、弓削大杉塾が企画し、

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| 5月・・・郷土の歴史を学ぶ          | 6月・・・文化財保護学習  |
| 9月・・・文化財を美しく           | 12月・・・伝統行事の学習 |
| 1月・・・川上（上桂川上流の意）文化について |               |
| 2月・・・北山杉の文化について        |               |

10 年後の今日も、鉢杉塾、21くろやま塾、城山塾、弓削大杉塾が健在であり、地域青少年育成活動に熱心である。地域の人材リストもこういった塾の指導者から成り立っており、学校運営協議会の理事の方々も塾と関わりを持っておられる方が多い。

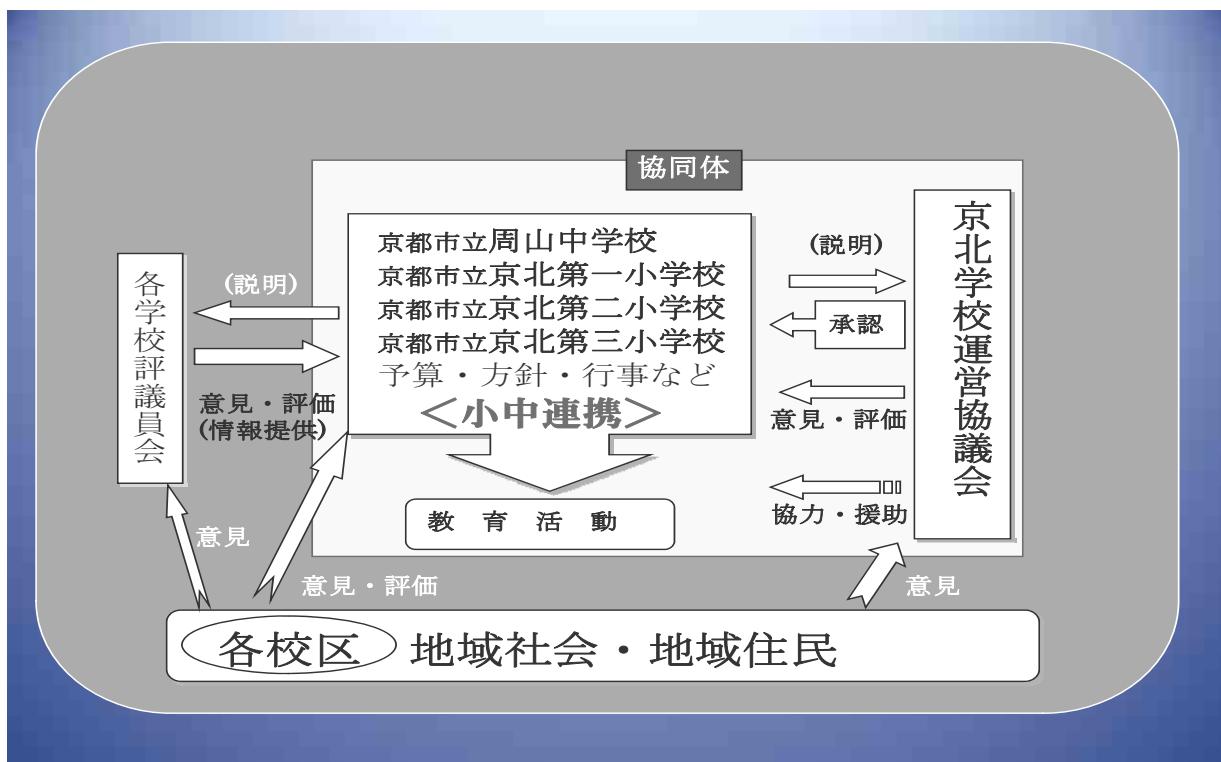
したがって、教育活動（各種学習・教員研修支援、立志式における講師依頼等）に協力する仕組みは地域の伝統として受け継がれている。

#### 4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校評価システムの保護者アンケートを通して意見を集約している。

#### 5. その他

##### 【概念図】



##### （別添資料）

- 学校運営協議会の設置に関する規約
- 学校運営協議会だより（平成 20 年度 7 月版）
- 学校だより抜粋（平成 21 年度版）

# 京北学校運営協議会規約

## [目的]

第1条 この規約は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定及び京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成16年11月26日)(以下「法律及び規則」という)に基いて設置する、京北学校運営協議会(以下「協議会」という)に関し、必要な事項を定めるものである。

## [趣旨]

第2条 協議会は、京都市立京北第一小学校、京都市立京北第二小学校、京都市立京北第三小学校及び京都市立周山中学校の学校運営について、京都市教育委員会及び各校長の権限と責任の下、地域住民等の学校運営への参画及び支援等を進めることにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに児童生徒等の豊かな学びと育ちの創造をめざすものとする。

## [理事]

第3条 協議会の理事は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域の住民
  - (2) 保護者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 前各号のほか教育委員会が適當と認める者
- 2 理事の一部については公募するものとする。
- 3 各校長は理事を推薦することができる。
- 4 理事の定数は、各校長と協議のうえ、教育委員会が定める。
- 5 理事に欠員が生じたときは、新たに理事を任命することができる。
- 6 理事は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

## [任期]

第4条 理事の任期は、任命の日から1年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 理事は、再任をさまたげない。

## [守秘義務等]

第5条 理事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## [報酬等]

第6条 理事の報酬及び費用弁償については、別に教育委員会規則で定めるところによる。

## [基本方針等の承認]

第7条 各校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針
  - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
  - (3) 予算の編成に関する基本方針
- 2 各校長は、前項の規定により承認を得た前項各号に掲げる基本方針等に基づき、学校運営を行うものとする。

## [学校運営についての意見]

第8条 協議会は、学校運営に関する事項について、教育委員会又は各校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ各校長の意見を聴取するとともに、その意見を尊重するものとする。

## [学校運営への参画等]

第9条 協議会は、各学校の要望等を十分に踏まえ、学校運営が円滑に推進されるよう地域住

民等の理解、協力・支援、参画等の促進に努めるものとする。

[情報発信]

第10条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めるものとする。

[情報の提供及び説明]

第11条 各校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動ができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

[役員]

第12条 協議会に、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、校長が指名する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 6 協議会の円滑な運営のために必要と認めるときは、庶務を置くことができる。

[会議]

第13条 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議事を掌る。

- 2 会議は、理事の半数以上が出席できるよう、役員は十分な配慮を行うものとする。
- 3 議事は、出席理事の過半数をもって議決する。
- 4 議決の際、賛否同数の場合は会長の決するところによる。
- 5 各校長は、会議に出席して意見を述べ、又は報告や説明に応じるものとする。
- 6 各校長は、議事によっては職員等を会議に出席させることができる。
- 7 会議は、年間2回以上開催するものとする。

[企画委員会]

第14条 協議会は、第9条に規定する学校運営への参画等を具体的に進めるため、各校長の意見を聴取して企画委員会を置くことができる。

- 2 企画委員会の委員は、理事とは別に地域住民等のなかから、各校長と協議の上、会長が委嘱する。
- 3 企画委員会に長を置き、協議会及び各校長と常に連携を図り、第2条に規定する趣旨の実現に努めるものとする。

[理事の解任]

第15条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号の一に該当すると認められるときは、理事を解任することができる。

- (1) 第5条に規定する守秘義務に違反したとき。
- (2) 理事が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 各校長は、理事が前項各号の一に該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

[規約の改廃]

第16条 本規約は、法律及び規則に基いたものであって、改正及び廃止は、原則としてできない。

2 本規約は、法律及び規則に抵触しない部分について、教育委員会の事前の指導に基づき、協議会の会議で出席理事の3分の2以上の同意をもって改正・廃止することができる。

3 規約を改廃した時は、速やかに教育委員会に報告するものとする。

付 則

この規約は、平成19年4月26日から施行する。

# 京北学校運営協議会だより

平成20年7月

## 京北学校運営協議会

「学校、家庭、地域が共に子どもを育む」ことを目的とした京北地域で1つの学校運営協議会＝京北学校運営協議会も、昨年4月の発足以来、理事の皆様方、会員の皆様方の温かいご支援のもと、一歩一歩その歩みを続けております。

平成20年度の活動も、第1回協議会以来、3つの部会の活動を中心に、今年度の活動を開始しております。7月までの活動をふりかえり、今日時点でのとりくみをお知らせいたします。

※ 4月24日（木）に今年度の第1回京北学校運営協議会を開催

4月24日（木）午後8時より、京北第一小学校会議室をお借りし、第1回の京北学校運営協議会を開催しました。

まず、京都市教育委員会からの辞令交付の後、新年度初の運営協議会でもあり、各校からの会員の先生方の紹介をいただきました。

その後、学校運営協議会の議事に入り、京北第一小学校、第二小学校、第三小学校、周山中学校の順で、各校の校長先生より、①教育目標・学校経営方針 ②学校予算の概要などの説明を受け、質疑応答の後、学校運営協議会として承認しました。

全体会終了後は、1体験活動部会、2地域文化歴史部会 3心すこやか部会の3つの部会に分かれて話し合い、今年度の活動の基本的な方向を確認しました。

※その後の3つの部会の活動

### 1. 体験活動部会



体験活動部会では、6月10日（火）に部会を持ちました。

今年の活動としては、京北地域で以前に木材の輸送方法として行われていた「筏流し」を再現し子どもたちに体験させよう、ということで決めました。

まず、今年度は京北第一小学校のプールにおいて、小学生の前で筏を組みたいと思っています。」

来年度からは実際に川で筏をくんでみたいとおもっています。

## 2. 地域文化歴史部会

地域文化歴史部会では、8月4日(月)に、本会理事の江口満氏(前京北第三小学校長)を講師に迎え、京北地域の小中学校の先生方、及び学校運営協議会の理事の方を対象に、周山町周辺の古くから伝わっている文化、歴史、建造物を探訪し、郷土・京北に愛着と誇りを持つ児童・生徒を育てるための研修を行う予定です。

具体的なフィールドワークのコースは次の通りです。

京北第一小学校 ⇒ 水害記念碑(学校横河川敷) ⇒ 周山廃寺  
⇒ 石塚古墳 ⇒ 折谷古墳群一大年古墳 ⇒ 綱野坂峠 ⇒ 慈眼寺  
⇒ 窯跡(周山) ⇒ 京北第一小学校



また今秋には、京北3小学校の6年生を対象に、理科授業の一環として片波川源流域における地層や地学の学習が、より効果的にすすめられるよう援助する計画を進めています。

## 3. 心すこやか部会

心すこやか部会では、5月28日(水)と6月24日(火)に部会を持ちました。その中で、昨年度のとりくみを発展させる形で、

「大人の視点から子供に対する接し方」をキャッチコピーで表現するとりくみを行うことになりました。

**キャッチコピーとして決まった言葉は次の通りです。**

- ☆明るいだんらん 家族の笑顔 みんながそろえば たのしいね
- ☆よいところはうんとほめ いけないことは「ダメ！」といえる  
そんな地域 京北に
- ☆大人も子どもも自分から 大きな声でいさつを
- ☆子どもの心のSOS しっかりキャッチ あなたがキャッチ

今後このキャッチコピーを何かの形で、広く知らせて啓発していきたいと思っています。

### ※中学生の野外活動への援助

周山中学校の2年生は、5月19日（月）に片波源流域での野外活動にとりくみました。片波地域に残る自然、動物、植物、人々の営みについて、郷土の自然、歴史にくわしい井本寿一氏、田中誠氏、檀道雄氏より説明をいただきました。



